

|                  |                   |               |   |
|------------------|-------------------|---------------|---|
| せいり ばんごう<br>整理番号 | 7-3               | そうだん<br>相談レベル | 2 |
| ぶん ぐい<br>分類      | しごと               |               |   |
| こう ぐく<br>項目      | ろうどう けいやく<br>労働契約 |               |   |
| ない よう<br>内容      |                   |               |   |

### 1 想定される質問の背景

- 友人の紹介で就職したが、賃金などの労働条件についてよくわからない。

### 2 基本的な質問と回答

相談者 就職した時、賃金や労働時間など労働条件について口で言われたただけなので不安です。

回答者 労働条件に関する契約書がないままに働いている場合は、早急に契約書を示すよう使用者に申し出ましょう。使用者は、一人ひとりの労働者に、賃金、労働時間などの労働条件を、書面に記載して渡して労働契約を締結する必要があります。賃金などが口約束だったために、証拠がなく、トラブルが発生することもあるので、契約書に詳しく労働条件を決めておくことが大切です。契約書が日本語で書かれている場合は、わかる言葉に翻訳してもらい内容を確認してください。

⇒ 通訳・翻訳ボランティア 13-9-9へ

相談者 どのようなことが契約書で明らかにされるのですか？

回答者 必ず書面で明らかにしなければならない労働条件は、①契約期間、②仕事の場所と内容、③始業・終業時刻、決められた労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など、④賃金の決定、計算、支払いの方法と締切り及び支払いの時期、⑤退職などです。また、昇給に関することは書面でなくてもよいのですが、必ず明らかにしなければなりません。なお、会社に労働条件や服務規定を定めた就業規則がある場合(常時10人以上の労働者の働いている会社には就業規則があります)は、内容を確認することも必要です。

### 3 派生する質問と回答

相談者 就職したばかりで、労働契約や就業規則を見せてくれとは言いにくいです。

回答者 労働契約や就業規則は労働者にとっても大事なものであるとともに、使用者にとっても定めて労働者に明示することが義務付けられていますので、遠慮なく使用者に相談してください。もし頼んでも見せてくれないような場合には、労働基準監督署や労働相談窓口にご相談してみましよう。

⇒ 外国人労働相談窓口 7-12へ

⇒ 労働基準監督署 13-3-2へ

⇒ 県労働センター 13-4-3へ

相談者 労働条件が約束と違うときにはどうしたらよいのですか？

回答者 ⇒ 労働条件が約束と違うとき 7-11-1へ

相談者 給料が支払われない場合はどうしたらよいのですか？

回答者 ⇒ 給料をもらえない場合 7-11-2へ